

14 番（小川義昭議員）

次に、7 番目の質問です。

続いての質問は、活動拠点となる公民館のコミュニティセンター化についてであります。

公民館は、地域の社会教育を推進していく上で欠かせない施設であります。「市民協働で創るまちづくりあり方方針」によれば、2023 年度以降、生涯学習を含めた公民館活動は地域コミュニティ組織の活動に統合し、地区公民館は廃止し、コミュニティセンター化に向けて検討を進めるとありますが、名実ともに公民館を廃止し、新たなコミュニティセンターを目指すのか、それとも単に名称を公民館からコミュニティセンターと変更し、公民館の本来の機能を地域コミュニティ組織に統合して残されるのでしょうか。見解をお伺いいたします。

また、これに付随して市民の声もお届けいたします。

「社会教育法・教育基本法に基づく公民館はどうなるのか」「公民館への詳細な説明がない状態で、館長・主事・事務員の処遇はどのようになるのか」「主事・事務員がコミュニティセンターの職員となるのであれば、勤務条件はどうなるのか」「コミュニティセンター設立には区長会との連携が必要になるが、町会長の任期は地区によって異なり、取組の継承には疑問が残る」「公民館からのいろいろな質問に対して、これまで明快な回答がないのが残念」。

私は、こうした生の声を現場で聞き取り、市民協働の一線に立つ皆さんの不安や戸惑いを共有するものですが、市民協働で創るまちづくりを掲げる市が関係者に係る疑問や不安を抱かせるのは、いかがなものなのでしょうか。行政の説明責任についての御見解をお示しください。